



日・フィリピン物品役務相互提供協定（日比A C S A）

（正式名称：日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の協定）



背景

- 日比間の安全保障・防衛協力の深化・拡大。
- 2025年4月の日比首脳会談において、自衛隊とフィリピン軍の運用面での連携を更に強化するため、日比A C S Aの交渉を開始することで一致。

- 2025年4月 締結交渉を開始
- 2026年1月 署名



主な内容

自衛隊とフィリピン軍との間で物品・役務を相互に提供する際の決済手続等の枠組みを定める。

- | | |
|---------|--|
| 協定の適用対象 | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自衛隊とフィリピン軍の双方が参加する訓練のための物品役務提供 ➤ <u>P K O、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動、大規模災害への対処のための活動のための物品役務提供</u> ➤ 外国での緊急事態における自国民等の保護措置又は輸送のための物品役務提供 ➤ 連絡調整その他の日常的な活動のための物品役務提供 ➤ 日本又はフィリピンの法令により物品役務提供が認められるその他の活動のための物品役務提供 |
|---------|--|

- | | |
|---------------|---|
| 提供される物品・役務の区分 | 燃料・油脂・潤滑油 食料 水 宿泊 輸送 被服 通信業務
衛生業務 基地活動支援 保管業務 施設の利用 訓練業務
部品・構成品 修理・整備業務 空港・港湾業務 弾薬
（注）提供される物品について、武器は協定の対象外。 |
|---------------|---|



（参考）我が国が締結済みのA C S A

- 日米 2016.9署名 2017.4発効
（1996年の協定に代わる新協定）
- 日豪 2017.1署名 2017.9発効
（2013年の協定に代わる新協定）
- 日英 2017.1署名 2017.8発効
- 日加 2018.4署名 2019.7発効
- 日仏 2018.7署名 2019.6発効
- 日印 2020.9署名 2021.7発効
- 日独 2024.1署名 2024.7発効
- 日伊 2024.11署名 2025.9発効

意義

- 本協定によって、自衛隊とフィリピン軍の双方が参加する訓練や国際の平和及び安全に貢献する活動等において、自衛隊とフィリピン軍がそれぞれの役割を一層効率的に果たすことに寄与する。
- 日比間の防衛協力が進展する中、両国の共同活動の促進が期待される。